

新旧対照表

○ 指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）の改正等に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
審査基準 令和 年 月 日作成		
法 令 名：道路交通法（5-20）	法 令 名：道路交通法（5-20）	
根 抱 条 項：第99条第1項	根 抱 条 項：第99条第1項	
処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定	処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の2（技能検定員）、第99条の3（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の3（指定前における教習の基準）、第34条の4（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条（教習の科目の基準の細目）、第2条（教習時間の基準の細目）、第3条（教習方法の基準の細目）、第4条（教習方法の基準の細目）、第5条（指定前における教習の基準の細目）	法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の2（技能検定員）、第99条の3（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の3（指定前における講習の基準）、第34条の4（指定前における教習を終了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条（教習の科目の基準の細目）、第2条（教習時間の基準の細目）、第3条（教習方法の基準の細目）、第4条（教習方法の基準の細目）、第5条（指定前における教習の基準の細目）	
審 査 基 準：指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。	審 査 基 準：指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。	
標準処理期間：14日	標準処理期間：14日	
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課	申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課	
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（電話043-274-2000）	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（電話043-274-2000）	
備 考：	備 考：	

改正案	現行	備考
<p>別紙</p> <p>都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、職員、設備等に関する法第99条第1項に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定する。</p>	<p>別紙</p> <p>都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、職員、設備等に関する法第99条第1項に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定する。</p>	
<p>1 法第99条第1項第1号関係</p> <p>法第99条第1項第1号に規定する指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）を管理する者（以下「管理者」という。）の要件は、道路交通法施行令（以下「令」という。）第35条第1項に規定されているが、このうち、同項第2号の「道路の交通に関する業務」とは、交通警察行政、運輸行政、自動車運送事業等を、「管理的又は監督的地位」とは、組織において、これを管理し、又は監督することを職務とする地位を、「その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者」とは、道路の交通に関する業務における管理の経験がないが、指定教習所を管理する能力がある者をいう。</p> <p><u>なお、法第99条第1項第1号の「当該自動車教習所を管理する者が置かれている」とは、管理者が当該自動車教習所の業務運営全般について適正に管理権を行使できるような内部体制を確立していることをいう。</u></p> <p>また、令第35条第1項第2号イの規定により、管理者は「過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないこととされているが、「卒業証明書又は終了証明書の発行に関し不正な行為」とは、指定教習所に入所した事実のない者に対して不正に卒業証明書又は修了証明書（以下「卒業証明書等」という。）を発行する等の行為に限らず、道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第33条及び第34条に規定する教習及び技能検定に違反する教習等を下命、容認する行為等広く卒業証明書等の発行に関連する不正な行為をいう。ただし、管理者において、指導員等の違反行為（不正行為のみではない。）を認識できなかった場合は、これに該当しない。また、卒業証明書等の発行に関連する行為で</p>	<p>1 法第99条第1項第1号関係</p> <p>法第99条第1項第1号に規定する指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）を管理する者（以下「管理者」という。）の要件は、道路交通法施行令（以下「令」という。）第35条第1項に規定されているが、このうち、同項第2号の「道路の交通に関する業務」とは、交通警察行政、運輸行政、自動車運送事業等を、「管理的又は監督的地位」とは、組織において、これを管理し、又は監督することを職務とする地位を、「その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者」とは、道路の交通に関する業務における管理の経験がないが、指定教習所を管理する能力がある者をいう。</p> <p>また、令第35条第1項第2号イの規定により、管理者は「過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないこととされているが、「卒業証明書又は終了証明書の発行に関し不正な行為」とは、指定教習所に入所した事実のない者に対して不正に卒業証明書又は修了証明書（以下「卒業証明書等」という。）を発行する等の行為に限らず、道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第33条及び第34条に規定する教習及び技能検定に違反する教習等を下命、容認する行為等広く卒業証明書等の発行に関連する不正な行為をいう。ただし、管理者において、指導員等の違反行為（不正行為のみではない。）を認識できなかった場合は、これに該当しない。また、卒業証明書等の発行に関連する行為で</p>	

改正案	現行	備考
<p>あれば、現に卒業証明書等が発行されたことを要件とはしない。</p> <p>管理者は、<u>教習又は技能検定に従事しないようにするものとする。</u>ただし、別添1の指定自動車教習所等の教習の標準（以下「教習の標準」という。）第一種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 第二種免許の意義」については、教習指導員の資格を有する管理者が行うこととしてもよい。</p>	<p>あれば、現に卒業証明書等が発行されたことを要件とはしない。</p> <p>管理者は、<u>他の職業と兼職し、又は教習若しくは技能検定に従事しないようにするものとする。</u>ただし、別添1の指定自動車教習所等の教習の標準（以下「教習の標準」という。）第一種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 第二種免許の意義」については、教習指導員の資格を有する管理者が行うこととしてもよい。</p>	
<p>2 法第99条第1項第2号関係</p> <p>(1) 技能検定員の選任等</p> <p>法第99条第1項第2号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。技能検定員は、技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。</p>	<p>2 法第99条第1項第2号関係</p> <p>(1) 技能検定員の選任等</p> <p>法第99条第1項第2号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。技能検定員は、技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。</p> <p><u>また、アルバイト指導員等（他の本業を持っている者で、その本業の傍ら技能検定又は教習に従事するものをいう。以下同じ。）は、技能検定に従事しないようにするものとする。</u></p>	
<p>〔(2) 略〕</p>	<p>〔(2) 略〕</p>	
<p>3 法第99条第1項第3号関係</p> <p>(1) 教習指導員の選任等</p> <p>法第99条第1項第3号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。教習指導員の数は、当該施設において教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。</p>	<p>3 法第99条第1項第3号関係</p> <p>(1) 教習指導員の選任等</p> <p>法第99条第1項第3号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。教習指導員の数は、当該施設において教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。<u>また、アルバイト指導員は、教習等に従事させることのないようにするものとする。ただし、繁忙期（7月から8月及び12月から3月並びにその前後の期間のうち、それぞれの指定教習所の過去の実績を踏まえて当該指定教習所が混雑していると公安委員会が認める時期をいう。以下同じ。）に限って、次の条件をいずれも満たす場合に臨時的に教習に従事する教習指導員（以下「臨時の指導員」という。）の選任を認めるものとする。</u></p>	

改正案	現行	備考
<p>(削る。)</p> <p>〔(2) 略〕</p>	<p>ア <u>法第99条の3第4項に定める教習指導員資格者証の交付を受けていること。</u> <u>教習に従事していたみなし教習指導員（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第2項のみなし教習指導員をいう。以下同じ。）であっても、選任届が継続してなされ、当該指定教習所において引き続き教習を行う場合は、みなし教習指導員として教習を行うことができる。</u></p> <p>イ <u>他に本業を持っている者が、その本業の傍ら教習に従事するものないこと。</u> <u>本業とは、常勤的な職業で、主として当該職業で生計を立てている業をいい、例えば、道路運送事業に係る運転を本業とする者が、その非番日又は休日に従事するような場合は認められない。また、本業であるか否かの判断については、教習指導員として選任されている期間全体を考慮して行うものとする。</u></p> <p>ウ <u>繁忙期に継続して教習に従事できる者であること。</u> <u>臨時の指導員は、指定教習所が届け出た当該期間は、継続して教習業務に従事するものとする。</u></p> <p>エ <u>教習指導員として年間を通じて選任すること。</u> <u>臨時の指導員を選任させる場合は、1年以上継続して選任するものとする。</u></p> <p>オ <u>二の指定教習所に限り選任されていること。</u> <u>複数の指定教習所において、教習指導員を兼任することは認められない。複数の指定教習所が同一の企業体に属する場合であっても、同様である。</u></p> <p>カ <u>法第108条の2第1項第9号に定める講習（以下「法定講習」という。）その他の所定の講習を受講すること。</u> <u>臨時の指導員として選任されている間は、教習に従事する期間であると否とを問わず、法定講習の受講義務がある。</u></p> <p>キ <u>臨時の指導員の数は、繁忙期対策のために必要な数に限られ、かつ、当該指定教習所において選任されている教習指導員の総数の5分の1を超えないものとする。</u></p>	
	〔(2) 略〕	

改正案	現行	備考
<p>[4 略]</p> <p>5 法第 99 条第 1 項第 5 号関係 法第 99 条第 1 項第 5 号の自動車教習所の運営の基準は、令第 35 条第 3 項に規定されているが、具体的には、次のとおりである。 [(1) 略] (2) 令第 35 条第 3 項第 2 号関係 [ア 略] イ 指定前の教習実績の確認 法第 99 条第 1 項第 5 号に基づく指定前の教習実績については、「法第 99 条第 1 項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日の前 6 月の間引き続き行われていること。」（令第 35 条第 3 項第 2 号）及び「法第 99 条第 1 項の申請の日前 6 月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、95 パーセント以上であること。」（令第 35 条第 3 項第 3 号及び府令第 34 条の 4）が必要であり、合格率の算出は次によるものとする。</p> $\frac{\text{技能試験の合格者}}{\text{当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者}\times 100}$ <p>この場合、同一の卒業者が 2 回以上技能試験を受け、2 回目以後に合格したときは、1 回目の技能試験結果のみ算入する。さらに、当該教習所の卒業者は、府令第 34 条の 3 の規定による教習を修了し、かつ、技能試験の例に準じた卒業試験に合格して卒業した者のみを算入する。また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」は、おおむね次により求めた数値以上とする。</p>	<p>[4 略]</p> <p>5 法第 99 条第 1 項第 5 号関係 法第 99 条第 1 項第 5 号の自動車教習所の運営の基準は、令第 35 条第 3 項に規定されているが、具体的には、次のとおりである。 [(1) 略] (2) 令第 35 条第 3 項第 2 号関係 [ア 略] イ 指定前の教習実績の確認 法第 99 条第 1 項第 5 号に基づく指定前の教習実績については、「法第 99 条第 1 項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日の前 6 月の間引き続き行われていること。」（令第 35 条第 3 項第 2 号）及び「法第 99 条第 1 項の申請の日前 6 月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、95 パーセント以上であること。」（令第 35 条第 3 項第 3 号及び府令第 34 条の 4）が必要であり、合格率の算出は次によるものとする。</p> $\frac{\text{技能試験の合格者}}{\text{当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者}\times 100}$ <p>この場合、同一の卒業者が 2 回以上技能試験を受け、2 回目以後に合格したときは、1 回目の技能試験結果のみ算入する。さらに、当該教習所の卒業者は、府令第 34 条の 3 の規定による教習を修了し、かつ、技能試験の例に準じた卒業試験に合格して卒業した者のみを算入する。また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」は、おおむね次により求めた数値以上とする。</p>	

改正案	現行	備考
<p>B 1 —×— × C A 2</p> <p>(注) A…当該都道府県における前年末の当該免種の教習所数 B…当該都道府県における前年の当該免種の卒業者数 C…係数（指定前の教習所の平均卒業者数と指定1年後の教習所の平均卒業者数の比率0.15を使用する。）</p> <p>また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」に算入される者からは、当該母数に入れることによって合格率の算定が不公正、不公平との誹りを受けるおそれがある者（例えば、教習指導員又は技能検定員の資格者証の現有者や算入される者の全てがAT限定免許に係る卒業者である等）を除くほか、当該教習所における教習が継続的に行われていない場合等には、形式的に95パーセント以上の合格率を満たすことがあっても、実質的には指定前の基準に適合していないものとして、指定しない。</p> <p>さらに、当分の間、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者」が10名に満たない場合は、指定の基準に適合していないものとして、指定を行わないものとする。</p> <p>別添1 第1 第一種免許に係る学科教習の標準 1 学科（一）（第1段階） 〔(1) 略〕 (2) 教習時間 府令の規定に基づく教習に係る免許種別ごとの本科目の教習時間を示すと次のとおりとなる。</p>	<p>B 1 —×— × C A 2</p> <p>(注) A…当該都道府県における前年末の当該免種の教習所数 B…当該都道府県における前年の当該免種の卒業者数 C…係数（指定前の教習所の平均卒業者数と指定1年後の教習所の平均卒業者数の比率0.15を使用する。）</p> <p>また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」に算入される者からは、当該母数に入れることによって合格率の算定が不公正、不公平との誹りを受けるおそれがある者（例えば、教習指導員又は技能検定員の資格者証の現有者等）を除くほか、当該教習所における教習が継続的に行われていない場合等には、形式的に95パーセント以上の合格率を満たすことがあっても、実質的には指定前の基準に適合していないものとして、指定しない。</p> <p>さらに、当分の間、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者」が10名に満たない場合は、指定の基準に適合していないものとして、指定を行わないものとする。</p> <p>別添1 第1 第一種免許に係る学科教習の標準 1 学科（一）（第1段階） 〔(1) 略〕 (2) 教習時間 府令の規定に基づく教習に係る免許種別ごとの本科目の教習時間を示すと次のとおりとなる。</p>	

改正案										現行										備考				
現有免許種別	なし	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	大型第二種免許	中型第二種免許	普通第二種免許	現有免許種別	なし	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	大型第二種免許	中型第二種免許	普通第二種免許	備考
大型免許	1 0	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0	大型免許	1 0	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0	
中型免許	1 0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	中型免許	1 0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	
準中型免許	1 0	—	—	—	0	0	0	0	—	—	0	準中型免許	1 0	—	—	—	0	0	0	0	—	—	0	
普通免許	1 0	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—	普通免許	1 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大型特殊免許	1 0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	大型特殊免許	1 0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	
大型二輪免許	1 0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	大型二輪免許	1 0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	
普通二輪免許	1 0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	普通二輪免許	1 0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	
牽引免許	—	—	0	0	0	0	—	—	0	0	0	牽引免許	—	—	0	0	0	0	—	—	0	0	0	

(注) 現有免許「なし」の者がカタピラ限定大型特殊免許に係る教習を受けようとする場合は、学科（二）を含めて22時間である。

[(3) 略]

2 学科（二）（第2段階）

[(1) 略]

(2) 教習時間

法令の規定に基づく本科目の教習時間等を示すと次のとおりとなる。

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準

現有免許	なし	大型免許	中型免許	準中型免許		普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	大型第二種免許	中型第二種免許	普通第二種免許	
				準中型車(5t) AT準中型車(5t) 準定乗車中型免許	AT準中型車(5t) 準定乗車中型免許								
大型免許	1 6	—	0	0	1	1	1	4	1	1	—	0	0
中型免許	1 6	—	—	0	1	1	1	4	1	1	—	—	0
準中型免許	1 7	—	—	—	—	—	1	5	3	3	—	—	0
普通免許	1 6	—	—	—	—	—	—	5	2	2	—	—	—
大型特殊免許	1 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大型二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	0	1	1	1
普通二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	—	1	1	1
牽引免許	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[イ～ウ 略]

[(3) 略]

[第2 略]

[別添2～8 略]

現有免許種別	なし	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	大型第二種免許	中型第二種免許	普通第二種免許
大型免許	1 0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中型免許	1 0	—	—	0	0	0	0	0	0	—	0
準中型免許	1 0	—	—	—	0	0	0	0	0	—	0
普通免許	1 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大型特殊免許	1 0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	1 0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
普通二輪免許	1 0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0
牽引免許	—	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0

(注) 現有免許「なし」の者がカタピラ限定大型特殊免許に係る教習を受けようとする場合は、学科（二）を含めて22時間である。

[(3) 略]

2 学科（二）（第2段階）

[(1) 略]

(2) 教習時間

法令の規定に基づく本科目の教習時間等を示すと次のとおりとなる。

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準

現有免許	なし	大型免許	中型免許	準中型免許		普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	大型第二種免許	中型第二種免許	普通第二種免許
				準中型車(5t) AT準中型車(5t) 準定乗車中型免許	AT準中型車(5t) 準定乗車中型免許							
大型免許	1 6	—	0	0	1	1	1	4	1	1	—	0
中型免許	1 6	—	—	0	1	1	1	4	1	1	—	—
準中型免許	1 7	—	—	—	—	1	5	3	3	—	—	0
普通免許	1 6	—	—	—	—	—	—	5	2	2	—	—
大型特殊免許	1 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大型二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	0	1	1
普通二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	—	1	1
牽引免許	—	—	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0

[イ～ウ 略]

[(3) 略]

[第2 略]

[別添2～8 略]

改正案	現行	備考						
<p>(削る。)</p>	<p>別添9 第1段階 項目名13 車両特性を踏まえた運転</p> <p>1 目標 車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。</p> <p>2 指導内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">内 容</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">指 導 要 領</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">留 意 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 2px;"> <p>① 傾きを意識した走行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブ半径の異なるコースを連続走行し、速度やカーブ半径によってバンク角が異なることを体験させる。 ・ 二輪車は、ハンドルを切って曲がるより、車体を傾けることによって小回りしやすくなることを理解させる。 ・ 同じカーブでもバンク角が異なってくることを教える。 ・ 同じ速度でもカーブ半径が小さい程、傾きをつけなければ曲がりにくいくことを理解させる。 <p>② 路面の読み方、カーブの読み方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路面の種類によって摩擦係数が異なり、路面の状況に応じた運転の仕方が必要であることを理解させる。 ・ 二輪車は、路面の状況に影響を受けやすく先を読んだ運転が必要であることを教える。 ・ 路面に応じた運転で濡潤路面での運転については実車による体験を行う。 <p>イ カーブの読み方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブ進入時の速度調整 ・ コーナリングフォーム ・ いろいろなカーブに応じた走行 </td><td style="vertical-align: top; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該項目の初めのおおむね10分間は、指導員が運転し、教習生を後部座席に同乗させバックを体験させる。 ・ 低速から、徐々に速度を上げバンクの必要性と要領を習得させる。 ・ 速度が低い場合は、車体を傾ける必要がなく、バンクが必要なケースを周回コースで獲得させる。 ・ バンクをかけた場合の不安定性を指導員による走行で理解させる。 <p>a 悪路での運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニー・グリップを確実にして腰を浮かせないようにして、上半身のバランスを保つ。 ・ ハンドルをしっかりと保持し、横滑りをさせないようにする。 ・ 急に方向を変えたり、急進進、急ブレーキなどの急激な操作はしない。 ・ 凸凹のある悪い路面では、そのまままでブレーキをかける等で十分な速度調整をして通過する。 <p>b 濡潤路面での運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停止距離が著しく長くなるので速度はひかために、前車との車間距離を多めにとつて走行する。 ・ 急進進、急ブレーキ、急ハンドル、急加速などの急激な操作はしない。 ・ 原付等の小型車で濡潤路での停止距離の変化を体験させる。 ・ 濡潤路の設定は、おおむね5メートル以上とする。 <p>a 周回コースを使用し、カーブ進入時の走行位置をおおむね定めて走行させる。</p> <p>b コースの状況から判断して、不安のない速度や走行位置を選ぼせる。</p> <p>・ コーナリングフォームの基本形は、リーンウィズであるが、路面状態や見通しによりフォームを選択して走行することを説明する。</p> <p>a 周回コースのカーブや四輪車のS字等を使用して指導員の後を追従して走行させる。</p> <p>b 複数教習の場合は、走行順序を変えて実施する。</p> </td><td style="vertical-align: top; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生の技量、コースの広狭、他の教習車両等事故防止に十分注意し、無理をさせないこと。 ・ あらかじめ停止状態で頭の傾け方や目線の向け方を習得させてから、実走を行う。 ・ 同乗でのバンク体験の後、指導員の先導によって右回り、左回り、速度の変化、カーブ半径等によるバンク角の違いを体験させる。 ・ 対向車線に飛び出さないように注意する。 ・ 車種を変えて、比較体験されることも効果的である。 <p>* 路面の種類としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装 ・ 乾燥、濡潤 ・ 砂利道 ・ めがみ ・ 凸凹道 ・ レール ・ わだち <p>* 路面の特性などとの説明と、運転方法を理解させる。</p> <p>* 降雨等で濡潤路面を走行する場合があるので、その場合の注意しなければならない事項について体験させる。</p> <p>* 路面の変化によって停止距離が異なる一例として実車によって行う。</p> <p>* カーブは見通しのきかない場合が多く、カーブ状況や路面の状態を読み取るににくいので、減速時期はいつも一定ではないことを指導する。</p> <p>* カーブを出る場合は、無理のない安全な速度まで戻すことで、決して急いでカーブを出ることではないことを指導する。</p> <p>* 路面が滑りやすい場合は、できる限り車体をバンクさせないリーンインが有効で、見通しのきかない場合は、頭を外側に移動しやすいたーンアウトが効果的であることを理解させる。</p> <p>* 車間距離を保ちやすい速度で先導する。</p> <p>* 適宜、指導員が教習生の後方を追走して、アドバイスを行う。</p> <p>* 教習生に他の教習生の走行を観察させた上で、お互いに検討させ、カーブ事故の防止を見据えた指導を行う。</p> </td></tr> </tbody> </table>	内 容	指 導 要 領	留 意 事 項	<p>① 傾きを意識した走行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブ半径の異なるコースを連続走行し、速度やカーブ半径によってバンク角が異なることを体験させる。 ・ 二輪車は、ハンドルを切って曲がるより、車体を傾けることによって小回りしやすくなることを理解させる。 ・ 同じカーブでもバンク角が異なってくることを教える。 ・ 同じ速度でもカーブ半径が小さい程、傾きをつけなければ曲がりにくいくことを理解させる。 <p>② 路面の読み方、カーブの読み方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路面の種類によって摩擦係数が異なり、路面の状況に応じた運転の仕方が必要であることを理解させる。 ・ 二輪車は、路面の状況に影響を受けやすく先を読んだ運転が必要であることを教える。 ・ 路面に応じた運転で濡潤路面での運転については実車による体験を行う。 <p>イ カーブの読み方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブ進入時の速度調整 ・ コーナリングフォーム ・ いろいろなカーブに応じた走行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該項目の初めのおおむね10分間は、指導員が運転し、教習生を後部座席に同乗させバックを体験させる。 ・ 低速から、徐々に速度を上げバンクの必要性と要領を習得させる。 ・ 速度が低い場合は、車体を傾ける必要がなく、バンクが必要なケースを周回コースで獲得させる。 ・ バンクをかけた場合の不安定性を指導員による走行で理解させる。 <p>a 悪路での運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニー・グリップを確実にして腰を浮かせないようにして、上半身のバランスを保つ。 ・ ハンドルをしっかりと保持し、横滑りをさせないようにする。 ・ 急に方向を変えたり、急進進、急ブレーキなどの急激な操作はしない。 ・ 凸凹のある悪い路面では、そのまままでブレーキをかける等で十分な速度調整をして通過する。 <p>b 濡潤路面での運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停止距離が著しく長くなるので速度はひかために、前車との車間距離を多めにとつて走行する。 ・ 急進進、急ブレーキ、急ハンドル、急加速などの急激な操作はしない。 ・ 原付等の小型車で濡潤路での停止距離の変化を体験させる。 ・ 濡潤路の設定は、おおむね5メートル以上とする。 <p>a 周回コースを使用し、カーブ進入時の走行位置をおおむね定めて走行させる。</p> <p>b コースの状況から判断して、不安のない速度や走行位置を選ぼせる。</p> <p>・ コーナリングフォームの基本形は、リーンウィズであるが、路面状態や見通しによりフォームを選択して走行することを説明する。</p> <p>a 周回コースのカーブや四輪車のS字等を使用して指導員の後を追従して走行させる。</p> <p>b 複数教習の場合は、走行順序を変えて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生の技量、コースの広狭、他の教習車両等事故防止に十分注意し、無理をさせないこと。 ・ あらかじめ停止状態で頭の傾け方や目線の向け方を習得させてから、実走を行う。 ・ 同乗でのバンク体験の後、指導員の先導によって右回り、左回り、速度の変化、カーブ半径等によるバンク角の違いを体験させる。 ・ 対向車線に飛び出さないように注意する。 ・ 車種を変えて、比較体験されることも効果的である。 <p>* 路面の種類としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装 ・ 乾燥、濡潤 ・ 砂利道 ・ めがみ ・ 凸凹道 ・ レール ・ わだち <p>* 路面の特性などとの説明と、運転方法を理解させる。</p> <p>* 降雨等で濡潤路面を走行する場合があるので、その場合の注意しなければならない事項について体験させる。</p> <p>* 路面の変化によって停止距離が異なる一例として実車によって行う。</p> <p>* カーブは見通しのきかない場合が多く、カーブ状況や路面の状態を読み取るににくいので、減速時期はいつも一定ではないことを指導する。</p> <p>* カーブを出る場合は、無理のない安全な速度まで戻すことで、決して急いでカーブを出ることではないことを指導する。</p> <p>* 路面が滑りやすい場合は、できる限り車体をバンクさせないリーンインが有効で、見通しのきかない場合は、頭を外側に移動しやすいたーンアウトが効果的であることを理解させる。</p> <p>* 車間距離を保ちやすい速度で先導する。</p> <p>* 適宜、指導員が教習生の後方を追走して、アドバイスを行う。</p> <p>* 教習生に他の教習生の走行を観察させた上で、お互いに検討させ、カーブ事故の防止を見据えた指導を行う。</p>	
内 容	指 導 要 領	留 意 事 項						
<p>① 傾きを意識した走行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブ半径の異なるコースを連続走行し、速度やカーブ半径によってバンク角が異なることを体験させる。 ・ 二輪車は、ハンドルを切って曲がるより、車体を傾けることによって小回りしやすくなることを理解させる。 ・ 同じカーブでもバンク角が異なってくることを教える。 ・ 同じ速度でもカーブ半径が小さい程、傾きをつけなければ曲がりにくいくことを理解させる。 <p>② 路面の読み方、カーブの読み方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路面の種類によって摩擦係数が異なり、路面の状況に応じた運転の仕方が必要であることを理解させる。 ・ 二輪車は、路面の状況に影響を受けやすく先を読んだ運転が必要であることを教える。 ・ 路面に応じた運転で濡潤路面での運転については実車による体験を行う。 <p>イ カーブの読み方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブ進入時の速度調整 ・ コーナリングフォーム ・ いろいろなカーブに応じた走行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該項目の初めのおおむね10分間は、指導員が運転し、教習生を後部座席に同乗させバックを体験させる。 ・ 低速から、徐々に速度を上げバンクの必要性と要領を習得させる。 ・ 速度が低い場合は、車体を傾ける必要がなく、バンクが必要なケースを周回コースで獲得させる。 ・ バンクをかけた場合の不安定性を指導員による走行で理解させる。 <p>a 悪路での運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニー・グリップを確実にして腰を浮かせないようにして、上半身のバランスを保つ。 ・ ハンドルをしっかりと保持し、横滑りをさせないようにする。 ・ 急に方向を変えたり、急進進、急ブレーキなどの急激な操作はしない。 ・ 凸凹のある悪い路面では、そのまままでブレーキをかける等で十分な速度調整をして通過する。 <p>b 濡潤路面での運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停止距離が著しく長くなるので速度はひかために、前車との車間距離を多めにとつて走行する。 ・ 急進進、急ブレーキ、急ハンドル、急加速などの急激な操作はしない。 ・ 原付等の小型車で濡潤路での停止距離の変化を体験させる。 ・ 濡潤路の設定は、おおむね5メートル以上とする。 <p>a 周回コースを使用し、カーブ進入時の走行位置をおおむね定めて走行させる。</p> <p>b コースの状況から判断して、不安のない速度や走行位置を選ぼせる。</p> <p>・ コーナリングフォームの基本形は、リーンウィズであるが、路面状態や見通しによりフォームを選択して走行することを説明する。</p> <p>a 周回コースのカーブや四輪車のS字等を使用して指導員の後を追従して走行させる。</p> <p>b 複数教習の場合は、走行順序を変えて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生の技量、コースの広狭、他の教習車両等事故防止に十分注意し、無理をさせないこと。 ・ あらかじめ停止状態で頭の傾け方や目線の向け方を習得させてから、実走を行う。 ・ 同乗でのバンク体験の後、指導員の先導によって右回り、左回り、速度の変化、カーブ半径等によるバンク角の違いを体験させる。 ・ 対向車線に飛び出さないように注意する。 ・ 車種を変えて、比較体験されることも効果的である。 <p>* 路面の種類としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装 ・ 乾燥、濡潤 ・ 砂利道 ・ めがみ ・ 凸凹道 ・ レール ・ わだち <p>* 路面の特性などとの説明と、運転方法を理解させる。</p> <p>* 降雨等で濡潤路面を走行する場合があるので、その場合の注意しなければならない事項について体験させる。</p> <p>* 路面の変化によって停止距離が異なる一例として実車によって行う。</p> <p>* カーブは見通しのきかない場合が多く、カーブ状況や路面の状態を読み取るににくいので、減速時期はいつも一定ではないことを指導する。</p> <p>* カーブを出る場合は、無理のない安全な速度まで戻すことで、決して急いでカーブを出ることではないことを指導する。</p> <p>* 路面が滑りやすい場合は、できる限り車体をバンクさせないリーンインが有効で、見通しのきかない場合は、頭を外側に移動しやすいたーンアウトが効果的であることを理解させる。</p> <p>* 車間距離を保ちやすい速度で先導する。</p> <p>* 適宜、指導員が教習生の後方を追走して、アドバイスを行う。</p> <p>* 教習生に他の教習生の走行を観察させた上で、お互いに検討させ、カーブ事故の防止を見据えた指導を行う。</p>						

改正案	現行	備考							
	<p>第2段階</p> <p>項目名① 路上運転に当たっての注意と法規走行(普通二輪免許に限る。)</p> <p>1 目標 所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。</p> <p>2 指導内容</p> <table border="1" data-bbox="994 314 1825 632"> <thead> <tr> <th data-bbox="994 314 1096 330">内 容</th><th data-bbox="1096 314 1242 330">指 導 要 領</th><th data-bbox="1242 314 1388 330">留 意 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="994 330 1096 632">市街地での交通 法規を踏まえた走 行</td><td data-bbox="1096 330 1242 632"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場内又は市街地を通行している他車(者)等の様子を観察させ、法規走行の重要性や必要性を認識させるとともに、安全運転に必要な情報等の読み取りの必要性を理解させる。 ・ 指導員が先導して、交差点の右左折や進路変更を行い、その走行を追尾により観察させる。 (適宜、指導員が追尾した教育を実施する。) </td><td data-bbox="1242 330 1388 632"> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース全体を観察することができる場所(二輪指導塔、コースに面した教室など)又は教習所付近の交通量の多い道路において行う。 ・ 交通法規を守って走行することが道路交通の場で重要なことを理解させる。 ・ 交通法規を守るだけでなく、安全運転に必要な情報の的確な読み取りの必要性や交通マナーとしての譲り合いなどを解説する。 ・ 口頭での指導を積極的かつ効果的に盛り込む。 </td><td data-bbox="1388 330 1825 632"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地を走行するイメージを作り上げ、これから教習を進める上で、安全運転に必要な情報を的確に読み取り、適切に判断して運転すること、運転するときに守るべきことを十分に理解させる必要がある。 ・ 場内教習を進めていく上でも、お互いにルールを守ることや安全運転に必要な情報の読み取りが、教習中の交通事故防止に必要であることも併せて理解させておく。 ・ 安全を確保した走行とする。 ・ 右左折、信号機及び標識・標示による法規走行等基本的な内容を主とすること。 ・ コース又は道路を観察する時間については、その後の実車走行の時間を確保したものとすること。 </td></tr> </tbody> </table>	内 容	指 導 要 領	留 意 事 項	市街地での交通 法規を踏まえた走 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場内又は市街地を通行している他車(者)等の様子を観察させ、法規走行の重要性や必要性を認識させるとともに、安全運転に必要な情報等の読み取りの必要性を理解させる。 ・ 指導員が先導して、交差点の右左折や進路変更を行い、その走行を追尾により観察させる。 (適宜、指導員が追尾した教育を実施する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コース全体を観察することができる場所(二輪指導塔、コースに面した教室など)又は教習所付近の交通量の多い道路において行う。 ・ 交通法規を守って走行することが道路交通の場で重要なことを理解させる。 ・ 交通法規を守るだけでなく、安全運転に必要な情報の的確な読み取りの必要性や交通マナーとしての譲り合いなどを解説する。 ・ 口頭での指導を積極的かつ効果的に盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地を走行するイメージを作り上げ、これから教習を進める上で、安全運転に必要な情報を的確に読み取り、適切に判断して運転すること、運転するときに守るべきことを十分に理解させる必要がある。 ・ 場内教習を進めていく上でも、お互いにルールを守ることや安全運転に必要な情報の読み取りが、教習中の交通事故防止に必要であることも併せて理解させておく。 ・ 安全を確保した走行とする。 ・ 右左折、信号機及び標識・標示による法規走行等基本的な内容を主とすること。 ・ コース又は道路を観察する時間については、その後の実車走行の時間を確保したものとすること。 	
内 容	指 導 要 領	留 意 事 項							
市街地での交通 法規を踏まえた走 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場内又は市街地を通行している他車(者)等の様子を観察させ、法規走行の重要性や必要性を認識させるとともに、安全運転に必要な情報等の読み取りの必要性を理解させる。 ・ 指導員が先導して、交差点の右左折や進路変更を行い、その走行を追尾により観察させる。 (適宜、指導員が追尾した教育を実施する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コース全体を観察することができる場所(二輪指導塔、コースに面した教室など)又は教習所付近の交通量の多い道路において行う。 ・ 交通法規を守って走行することが道路交通の場で重要なことを理解させる。 ・ 交通法規を守るだけでなく、安全運転に必要な情報の的確な読み取りの必要性や交通マナーとしての譲り合いなどを解説する。 ・ 口頭での指導を積極的かつ効果的に盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地を走行するイメージを作り上げ、これから教習を進める上で、安全運転に必要な情報を的確に読み取り、適切に判断して運転すること、運転するときに守るべきことを十分に理解させる必要がある。 ・ 場内教習を進めていく上でも、お互いにルールを守ることや安全運転に必要な情報の読み取りが、教習中の交通事故防止に必要であることも併せて理解させておく。 ・ 安全を確保した走行とする。 ・ 右左折、信号機及び標識・標示による法規走行等基本的な内容を主とすること。 ・ コース又は道路を観察する時間については、その後の実車走行の時間を確保したものとすること。 						

改正案	現行	備考													
<p>第2段階</p> <p>項目名15 危険を予測した運転(普通二輪免許に限る。)</p> <p>1 目標 他の交通との間わりにおける危険を的確に予測し、危険の少ない運転行動を選べる。</p> <p>2 指導内容</p> <table border="1" data-bbox="983 303 1825 1330"> <thead> <tr> <th data-bbox="983 303 1096 319">内 容</th><th data-bbox="1096 303 1343 319">指 導 要 領</th><th data-bbox="1343 303 1825 319">留 意 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="983 319 1096 557"> ① 危険要因のとらえ方 </td><td data-bbox="1096 319 1343 557"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路上における指導員の横範運転の観察や、指導員の解説(コメントリードライビング)により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 </td><td data-bbox="1343 319 1825 557"> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員が二輪車を運転し、交通が複雑なる交差点、交差点や閑散な道路、裏路地等を行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・予め予測される路上にコース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 【以上は、内容の全てに共通とする。】 </td></tr> <tr> <td data-bbox="983 557 1096 795"> ② 起こりうる危険の予測 </td><td data-bbox="1096 557 1343 795"> <ul style="list-style-type: none"> ・危険要因のとらえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。 (時期) イ 情報を広くとらえる。 (範囲) ウ 情報を取捨選択する。 (選択) エ 情報を深くとらえる。 (深さ) </td><td data-bbox="1343 557 1825 795"> <ul style="list-style-type: none"> ・単に遠くを見るというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 ・中心視でキヨロキヨロ見るのはなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 ・情報の中から、危険性の高い情報を選択し、対応の仕方を理解させる。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="983 795 1096 970"> ③ 危険の少ない運転行動の選び方 </td><td data-bbox="1096 795 1343 970"> <ul style="list-style-type: none"> ・危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ア 頸在危険を予測する。 </td><td data-bbox="1343 795 1825 970"> <ul style="list-style-type: none"> ・目に見える危険要因(他車や歩行者等)をよく観察させ、その兆しをとらえ自車との間わりが、どう出でくるかを予測させる。(相手の行動を予測させる。) ・目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両、死角)から生じる危険に対して、適切な予測をさせる。 ・危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。 ・万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選び「構え運転」をさせる。 ・危険の少ない走行位置を選ばせる。 ア 危険に備えた速度にする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="983 970 1096 1330"></td><td data-bbox="1096 970 1343 1330"> <ul style="list-style-type: none"> イ 適切な走行位置をとる。 ウ 安全空間をとる。 </td><td data-bbox="1343 970 1825 1330"> <ul style="list-style-type: none"> ・目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。 ・速度に応じて停止距離と危険範囲の広がりが変化することを理解させる。 ・特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。 ・速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。 ・対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。 ・速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。 ・先端する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。 </td></tr> </tbody> </table>	内 容	指 導 要 領	留 意 事 項	① 危険要因のとらえ方	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上における指導員の横範運転の観察や、指導員の解説(コメントリードライビング)により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員が二輪車を運転し、交通が複雑なる交差点、交差点や閑散な道路、裏路地等を行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・予め予測される路上にコース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 【以上は、内容の全てに共通とする。】 	② 起こりうる危険の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・危険要因のとらえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。 (時期) イ 情報を広くとらえる。 (範囲) ウ 情報を取捨選択する。 (選択) エ 情報を深くとらえる。 (深さ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単に遠くを見るというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 ・中心視でキヨロキヨロ見るのはなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 ・情報の中から、危険性の高い情報を選択し、対応の仕方を理解させる。 	③ 危険の少ない運転行動の選び方	<ul style="list-style-type: none"> ・危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ア 頸在危険を予測する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目に見える危険要因(他車や歩行者等)をよく観察させ、その兆しをとらえ自車との間わりが、どう出でくるかを予測させる。(相手の行動を予測させる。) ・目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両、死角)から生じる危険に対して、適切な予測をさせる。 ・危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。 ・万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選び「構え運転」をさせる。 ・危険の少ない走行位置を選ばせる。 ア 危険に備えた速度にする。 		<ul style="list-style-type: none"> イ 適切な走行位置をとる。 ウ 安全空間をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。 ・速度に応じて停止距離と危険範囲の広がりが変化することを理解させる。 ・特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。 ・速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。 ・対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。 ・速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。 ・先端する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。
内 容	指 導 要 領	留 意 事 項													
① 危険要因のとらえ方	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上における指導員の横範運転の観察や、指導員の解説(コメントリードライビング)により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員が二輪車を運転し、交通が複雑なる交差点、交差点や閑散な道路、裏路地等を行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・予め予測される路上にコース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 【以上は、内容の全てに共通とする。】 													
② 起こりうる危険の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・危険要因のとらえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。 (時期) イ 情報を広くとらえる。 (範囲) ウ 情報を取捨選択する。 (選択) エ 情報を深くとらえる。 (深さ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単に遠くを見るというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 ・中心視でキヨロキヨロ見るのはなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 ・情報の中から、危険性の高い情報を選択し、対応の仕方を理解させる。 													
③ 危険の少ない運転行動の選び方	<ul style="list-style-type: none"> ・危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ア 頸在危険を予測する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目に見える危険要因(他車や歩行者等)をよく観察させ、その兆しをとらえ自車との間わりが、どう出でくるかを予測させる。(相手の行動を予測させる。) ・目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両、死角)から生じる危険に対して、適切な予測をさせる。 ・危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。 ・万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選び「構え運転」をさせる。 ・危険の少ない走行位置を選ばせる。 ア 危険に備えた速度にする。 													
	<ul style="list-style-type: none"> イ 適切な走行位置をとる。 ウ 安全空間をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。 ・速度に応じて停止距離と危険範囲の広がりが変化することを理解させる。 ・特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。 ・速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。 ・対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。 ・速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。 ・先端する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。 													

新旧対照表

- 指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）の改正等に伴う審査基準
(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
審査基準 令和 年 月 日作成	審査基準 令和 5 年 4 月 1 日作成	
法 令 名：道路交通法（5－29）	法 令 名：道路交通法（5－29）	
根 拠 条 項：第108条の32の2第1項	根 拠 条 項：第108条の32の2第1項	
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定	処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請）	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請）	
審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。	審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。	
標 準 处 理 期 間：14日	標 準 处 理 期 間：14日	
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課	申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課	
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	
備 考：	備 考：	

改正案	現行	備考
<p>[別紙1 略]</p> <p>別紙2</p> <p>1 認定の審査 [(1)～(2) 略]</p> <p>(3) 課程の基準の適合性 [ア 略] イ 高齢者講習同等課程 認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和4年<u>9</u>月<u>26</u>日付け警察庁丙運発第<u>31</u>号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第48号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。</p> <p>[(ア)～(イ) 略] [ウ 略] [2～3 略] [別添 略] [別記様式第1～3号 略]</p>	<p>[別紙1 略]</p> <p>別紙2</p> <p>1 認定の審査 [(1)～(2) 略]</p> <p>(3) 課程の基準の適合性 [ア 略] イ 高齢者講習同等課程 認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和4年<u>3</u>月<u>2</u>日付け警察庁丙運発第<u>8</u>号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第48号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。</p> <p>[(ア)～(イ) 略] [ウ 略] [2～3 略] [別添 略] [別記様式第1～3号 略]</p>	

新旧対照表

- 指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）の改正等に伴う審査基準
(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
審査基準 令和 年 月 日作成	審査基準 令和 4年 5月 13日作成	
法 令 名：道路交通法施行令（11-5）	法 令 名：道路交通法施行令（11-5）	
根 抱 条 項：第33条の3第1項第1号ハ	根 抱 条 項：第33条の3第1項第1号ハ	
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）	処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第2項、第3項、第4項及び第5項（指定の基準等）	法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第2項、第3項、第4項及び第5項（指定の基準等）	
審 査 基 準：大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。	審 査 基 準：大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。	
標 準 处 理 期 間：14日	標 準 处 理 期 間：14日	
申 請 先： 交通部運転免許本部運転教育課	申 請 先： 千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課	
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	
備 考：	備 考：	

改正案	現行	備考
<p>別紙</p> <p>1 特定届出教習所の管理運営 [(1)～(5) 略] (6) 教習の管理等 ア 教習原簿の作成 教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。 なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。<u>以下同じ。</u>）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够なようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。</p> <p>[イ～カ 略]</p> <p>(7) 報告、資料の提出等 [ア～イ 略] ウ その他<u>の報告又は資料の提出</u> ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実に該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。 [(ア)～(ウ) 略]</p> <p><u>二 報告又は資料の提出の方法</u> <u>ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。</u></p> <p>[(8) 略] (9) その他 [ア～ウ 略]</p>	<p>別紙</p> <p>1 特定届出教習所の管理運営 [(1)～(5) 略] (6) 教習の管理等 ア 教習原簿の作成 教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。 なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够なようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。</p> <p>[イ～カ 略]</p> <p>(7) 報告、資料の提出等 [ア～イ 略] ウ その他 ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実に該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。 [(ア)～(ウ) 略]</p> <p>[(8) 略] (9) その他 [ア～ウ 略]</p>	

改正案	現行	備考
<p>エ 帳簿</p> <p>届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。</p> <p>なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够として保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる」とされている（届出規則第6条の2）。</p> <p>この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。</p> <p>[2 略] [別添第1～7 略] [別記様式第1～3 略]</p>	<p>エ 帳簿</p> <p>届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。</p> <p>なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够として保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる」とされている（届出規則第6条の2）。</p> <p>この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。</p> <p>[2 略] [別添第1～7 略] [別記様式第1～3 略]</p>	

新旧対照表

- 指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）の改正等に伴う審査基準
(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
審査基準 令和 年 月 日作成	審査基準 令和 4 年 5 月 13 日作成	
法 令 名：道路交通法施行令（11-6）	法 令 名：道路交通法施行令（11-6）	
根 拠 条 項：第33条の5の3第2項第1号ハ	根 拠 条 項：第33条の5の3第2項第1号ハ	
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）	処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第6項及び第7項（指定の基準等）	法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第6項及び第7項（指定の基準等）	
審 査 基 準：大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。	審 査 基 準：大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。	
標 準 处 理 期 間：14日	標 準 处 理 期 間：14日	
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課	申 請 先：千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課	
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	
備 考：	備 考：	

改正案	現行	備考
<p>別紙</p> <p>1 特定届出教習所の管理運営 [(1)～(5) 略] (6) 教習の管理等 ア 教習原簿の作成 教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。 なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人に知覚によって認識することができない方法をいう。<u>以下同じ。</u>）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。 [イ～エ 略]</p> <p>(7) 報告、資料の提出等 [ア～イ 略] ウ その他<u>の報告又は資料の提出</u> ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実に該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。 [(ア)～(ウ) 略]</p> <p><u>エ 報告又は資料の提出の方法</u> <u>ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。</u></p> <p>[(8) 略] (9) その他 [ア～ウ 略]</p>	<p>別紙</p> <p>1 特定届出教習所の管理運営 [(1)～(5) 略] (6) 教習の管理等 ア 教習原簿の作成 教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。 なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人に知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。 [イ～エ 略]</p> <p>(7) 報告、資料の提出等 [ア～イ 略] ウ その他 ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実に該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。 [(ア)～(ウ) 略]</p> <p>[(8) 略] (9) その他 [ア～ウ 略]</p>	

改正案	現行	備考
<p>エ 帳簿</p> <p>届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。</p> <p>なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够として保存されることは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができるとしている（届出規則第6条の2）。</p> <p>この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。</p> <p>[2 略] [別添第1～7 略] [別記様式第1～3 略]</p>	<p>エ 帳簿</p> <p>届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。</p> <p>なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够として保存されることは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができるとしている（届出規則第6条の2）。</p> <p>この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。</p> <p>[2 略] [別添第1～7 略] [別記様式第1～3 略]</p>	

新旧対照表

- 指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）の改正等に伴う審査基準
(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正案	現行	備考
審査基準		
法 令 名：道路交通法施行令（11-7）	法 令 名：道路交通法施行令（11-7）	
根 拠 条 項：第33条の5の3第4項第1号ハ	根 拠 条 項：第33条の5の3第4項第1号ハ	
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。）	処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。）	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第8項、第9項及び第10項（指定の基準等）	法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第8項、第9項及び第10項（指定の基準等）	
審 査 基 準：大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。	審 査 基 準：大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。	
標 準 处 理 期 間：14日	標 準 处 理 期 間：14日	
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課	申 請 先：千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課	
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	
備 考：	備 考：	

改正案	現行	備考
<p>別紙</p> <p>1 特定届出教習所の管理運営 [(1)～(5) 略] (6) 教習の管理等 ア 教習原簿の作成 教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。 なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。<u>以下同じ。</u>）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够なようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。</p> <p>[イ～カ 略]</p> <p>(7) 報告、資料の提出等 [ア～イ 略] ウ その他<u>の報告又は資料の提出</u> ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実に該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。 [(ア)～(ウ) 略]</p> <p><u>二 報告又は資料の提出の方法</u> <u>ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。</u></p> <p>[(8) 略] (9) その他 [ア～ウ 略]</p>	<p>別紙</p> <p>1 特定届出教習所の管理運営 [(1)～(5) 略] (6) 教習の管理等 ア 教習原簿の作成 教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。 なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够なようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。</p> <p>[イ～カ 略]</p> <p>(7) 報告、資料の提出等 [ア～イ 略] ウ その他 ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実に該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。 [(ア)～(ウ) 略]</p> <p>[(8) 略] (9) その他 [ア～ウ 略]</p>	

改正案	現行	備考
<p>エ 帳簿</p> <p>届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。</p> <p>なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够として保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる」とされている（届出規則第6条の2）。</p> <p>この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。</p> <p>[2 略] [別添第1～7 略] [別記様式第1～3 略]</p>	<p>エ 帳簿</p> <p>届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。</p> <p>なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される能够として保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる」とされている（届出規則第6条の2）。</p> <p>この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。</p> <p>[2 略] [別添第1～7 略] [別記様式第1～3 略]</p>	